

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	氷上町賀茂（北田井）	令和 4 年 2 月 28 日	-

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	32.2 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.2 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用は考えていない。	アンケート回答割合(②/①)
	62.7 %

2. 対象地区の課題

後継者問題解決策の策定（集落営農組織等）と、現行の北田井集落内で中心経営体に対する継続耕作要請の必要性が求められる。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作放棄地とならないよう、耕作を希望する近隣集落の認定農業者などの受入体制を整理していく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

中心経営体	6 経営体	現状	15.5 ha	引受余力	17.7 ha
-------	-------	----	---------	------	---------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

耕作放棄地が発生しないよう情報交換（農地の賃貸借を含めて）の場の事務局を自治会が担い定例化する。
中心経営体、JA 及び行政との連携を強化する。

(参考) 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

近い将来農地の出し手となる者の人数	貸付け等の区分 (㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
0 名	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
	計		0 ㎡